

長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行  
規則

	平成19年2月2日	規則第4号
	平成25年2月18日	規則第2号
	平成27年3月26日	規則第5号
	平成28年3月29日	規則第5号
最終改正	平成30年2月22日	規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出等)

第2条 条例第5条第1項第6号の広域連合長が別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始又は変更の年月日
- (2) 個人情報を記録している行政文書の種別
- (3) 電子計算機による処理の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

2 条例第5条第1項の規定による個人情報取扱事務の開始又は変更の届出は、個人情報取扱事務開始（変更）届出書兼管理簿（様式第1号）により行うものとする。

3 条例第5条第2項の規定による個人情報取扱事務の廃止の届

出は、個人情報取扱事務廃止届出書（様式第2号）により行うものとする。

4 条例第5条第3項に規定する帳簿は、個人情報取扱事務開始（変更）届出書兼管理簿とする。

（委託に伴う措置）

第3条 広域連合長は、条例第9条第1項の規定により、個人情報取扱事務を外部に委託するときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、当該委託契約を締結しなければならない。

- (1) 漏えい、滅失又はき損の防止及び盗用の禁止に関する事項
- (2) 目的外使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) 複写及び複製の制限に関する事項
- (4) 返還に関する事項
- (5) 立入検査に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (7) 契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護について必要な事項

（開示請求書）

第4条 条例第11条第1項第3号の広域連合長が別に定める事項は、開示請求者が希望する開示の実施の方法とする。

2 条例第11条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書（様式第3号）とする。

（本人等の証明に必要な書類）

第5条 条例第11条第2項（条例第18条第2項、第22条第

3 項及び第 24 条の 4 第 2 項において準用する場合並びに条例第 29 条の 2 及び第 29 条の 3 の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の広域連合長が別に定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 本人が請求する場合 次に掲げる書類のいずれかに該当する書類で、本人の氏名及び住所又は居所が記載されているもの

ア 運転免許証、旅券その他官公署の発行した免許証、許可証又は証明書

イ その他広域連合長が適当と認める書類

(2) 法定代理人が請求する場合 前号ア又はイのいずれかに該当する書類で、法定代理人の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに戸籍抄本その他の書類で、法定代理人の資格を証明するものとして広域連合長が認めるもの

(3) 委任による代理人が請求する場合 第 1 号ア又はイに該当する書類で、代理人の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに委任状その他代理人の資格を証明する書類

(開示決定通知書等)

第 6 条 条例第 15 条第 1 項の広域連合長が別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示の日時及び場所

(2) 開示の実施の方法

(3) 保有個人情報の一部を開示する場合にあっては、当該保有個人情報の開示しない部分の概要

2 条例第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する書面は、次の各号

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 条例第15条第1項の規定により保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報開示決定通知書  
(様式第4号)

(2) 条例第15条第1項の規定により保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 保有個人情報部分開示決定通知書  
(様式第5号)

(3) 条例第15条第2項の規定により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたとき 保有個人情報非開示決定通知書  
(様式第6号) 又は保有個人情報開示請求拒否決定通知書  
(様式第7号)

(開示の諾否決定期間延長通知書)

第7条 条例第16条第2項に規定する書面は、開示の諾否決定期間延長通知書(様式第8号)とする。

(第三者保護の手続)

第8条 条例第17条第1項の広域連合長が別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求のあった年月日
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出期限及び提出先

2 条例第17条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書(様式第9号)により行うものとする。

3 条例第17条第3項に規定する書面は、開示決定に係る通知書(様式第10号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第9条 条例第18条第1項の広域連合長が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複製したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複製したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法で

あって、実施機関がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により出力したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をフロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

2 条例第20条の広域連合長が別に定める方法は、前項各号に定める方法のうち録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ、

ビデオディスク、フロッピーディスク、光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付又は用紙に出力したものの交付とする。

(写しの交付に要する費用)

第10条 条例第20条の広域連合長が別に定める費用及びその額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、行政文書の写しの交付の際に納入しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(訂正請求書)

第11条 条例第22条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書(様式第11号)とする。

(訂正決定通知書等)

第12条 条例第23条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 条例第23条第1項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたとき 保有個人情報訂正決定通知書(様式第12号)

(2) 条例第23条第1項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたとき 保有個人情報部分訂正決定通知書(様式第13号)

(3) 条例第23条第2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたとき 保有個人情報非訂正決定通知書(様式第14号)

(訂正の諾否決定期間延長通知書)

第 1 3 条 条例第 2 4 条第 2 項に規定する書面は、訂正の諾否決定期間延長通知書（様式第 1 5 号）とする。

（利用停止請求書）

第 1 4 条 条例第 2 4 条の 4 第 1 項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第 1 6 号）とする。

（利用停止決定通知書等）

第 1 5 条 条例第 2 4 条の 6 第 1 項に規定する書面は保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 1 7 号）とし、同上第 2 項に規定する書面は保有個人情報非利用停止決定通知書（様式 1 8 号）とする。

（利用停止の諾否決定期間延長通知書）

第 1 6 条 条例第 2 4 条の 7 第 2 項に規定する書面は、利用停止の諾否決定期間延長通知書（様式第 1 9 号）とする。

（諮問をした旨の通知）

第 1 7 条 条例第 2 6 条の規定による通知は、審査会諮問通知書（様式第 2 0 号）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第 1 8 条 条例第 3 2 条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項について、前年度の運用状況を広域連合のホームページに掲載して行うものとする。

- (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数及び処理状況
- (2) 審査請求の件数及び処理状況

（補則）

第 1 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 18 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日規則第 5 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 5 号）

この規則中第 1 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 22 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。